

福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画千代一丁目地区地区計画を次のように変更する。

名称	千代一丁目地区地区計画
位置	福岡市博多区千代一丁目の一部
面積	約 1.6ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当地区は、本市の都心部から北東へ約2kmに位置し、JR吉塚駅、都市高速道路2号線千代ランプに近接する交通利便性の高い地区である。</p> <p>また、都市基盤施設の整備を行うとともに職住近接の都市型住宅の供給を積極的に推進し、都市機能の更新と優れた居住環境の創出を目的とする「千代・吉塚地区住宅市街地総合整備事業」の拠点地区として、職住近接の都市型住宅と業務施設の一体的開発が計画されている地区である。</p> <p>このため当地区の開発に際し、土地の合理的かつ健全な高度利用を適切に誘導し、周辺環境と調和した良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>周辺の市街地整備との連携と都市機能の更新を図るため、土地の高度利用を行うとともに、周辺環境と調和した良好な住宅と業務施設を適切に配置する。</p>
	<p>地区施設の整備の方針</p> <p>都市計画道路「堅粕箱崎線」沿いに歩行者用通路(幅員2m)を配置し、質の高い歩行者空間の形成を図る。</p> <p>また、市道千代599号線及び市道堅粕790号線においても歩行者通路(幅員2m)を配置し、地区内及び周辺居住者等の利便を図る。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>周辺の土地利用と調和を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>また、質の高い歩行者空間を確保するとともに、地区内及び周辺居住者等の利便のため、計画図に示す道路沿いに建築物等の壁面の位置の制限を定める。</p> <p>また、魅力ある都市景観の創造を図るため、敷地内に積極的に緑を配置するとともに、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p>

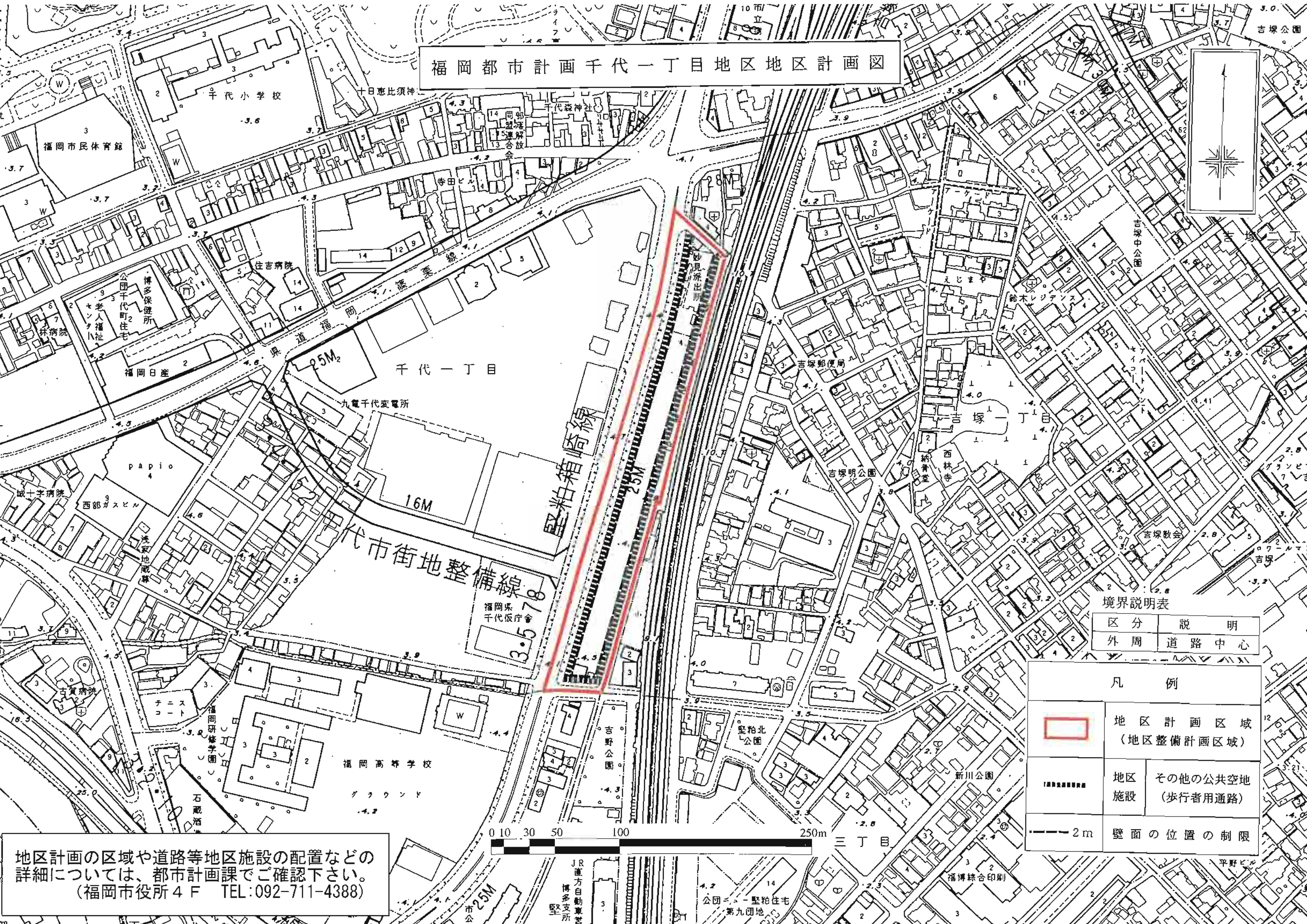
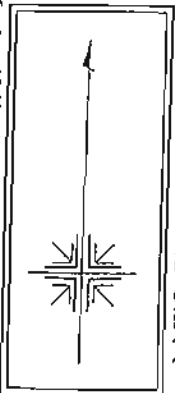
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	名称	幅員	延長	摘要
			歩行者用通路	2m	約750m	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		建築してはならない建築物は、次に掲げるものとする。 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物			
	壁面の位置の制限		計画図に示す道路沿いにおいては、道路境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に附属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、2mとする。 (ただし、市道千代599号線に面する建築物の2階以上の部分については、この限りではない。)			
	建築物等の形態又は意匠の制限		1) 建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の形態・意匠及び色彩は、周囲の環境に調和したものとする。 2) 屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観、風致を損なわないものとする。 3) 高架水槽等の屋外設置物及び工作物は、露出面積を少なくする等都市景観に配慮するものとする。			

「地区計画及び地区整備計画の区域並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第55号)の施行に伴う所要の改正を行い、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画千代一丁目地区地区計画図



境界説明表

区分	説明
外周	道路中心

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	地区施設 その他の公共空地 (歩行者用通路)
	2m 壁面の位置の制限

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所 4F TEL:092-711-4388)

JR直方自動車支所

公団ニュー聖粕住宅 第九団地

福岡総合印刷

平野ビル